

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月10日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1232

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 級別職務区分表（略）		別表第2 級別職務区分表（略）	
ア 行政職給料表級別職務区分表		ア 行政職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
（略）		（略）	
7 7級	(i) 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務 (0-1) ~ (6-9) (略) <u>(7-1) ~ (7-9)</u> (略) (8-1) ~ (12-5) (略)	7 7級	(i) 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務 (0-1) ~ (6-9) (略) <u>(7-1) 経済産業部の水産・海洋統括官の職務</u> <u>(7-2) ~ (7-10)</u> (略) (8-1) ~ (12-5) (略)
（略）		（略）	
備考 (略) イ~コ (略)		備考 (略) イ~コ (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年7月13日から施行する。